

令和5年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 環境政策課・琵琶湖博物館

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
琵琶湖環境部 (環境政策課・琵琶湖博物館)	<p>(1) 管理運営費（琵琶湖博物館）（B経費）事業 〔第三次中長期基本計画における事業目標について〕（意見1）</p> <p>現状の事業目標は抽象的な内容となっており、どのような状態になれば事業目標が達成したと判断できるか明確な基準がなく、事業目標の達成状況に対する評価が困難なものになっている。そのため、達成状況を客観的に把握できるよう各事業目標に対して数値目標を設定すべきである。</p> <p>具体的には、事業目標5である「より多くの人々が利用する博物館」に対しては、年間来館数を指標とするのが望ましいと考えられる。第三次中長期基本計画の対象期間で目標とする累計来館者数を設定する、又は第三次中長期基本計画の最終年度に目標とする年間来館者数を設定し、最終年度までに来館者数を確保していけるように事業を実施していくのが望ましい。</p>	<p>琵琶湖博物館第三次中長期基本計画は、令和3年度から令和12年度までの10年間の期間で、10年後の社会の姿を想定し、当館が取り組み、達成すべき項目として、6つの事業目標を設定している。</p> <p>この進行管理は、毎年度、外部有識者による琵琶湖博物館協議会にて評価していただいているところ。</p> <p>事業目標内容が定性的であるとのことご意見を踏まえ、令和7年度に10年計画の中間見直しを行うため、定量的な目標設定ができないか検討してまいりたい。</p>
	<p>(2) 管理運営費（琵琶湖博物館）（B経費）事業 〔琵琶湖博物館の機械設備の老朽化について〕（意見2）</p> <p>耐用年数を過ぎて長期間経過した資産が複数あり、中には破損することで重大な被害が出る機械設備もあるため、定期的に機械設備への改修工事が行われていないのは施設の運営上、非常に危険な状況であると言える。そのため、早急に改修が必要な機械設備を調査し、優先度の高い機械設備から改修工事が行えるよう改修計画を策定すべきである。</p> <p>また、改修工事のための資金確保も早急に対応していく必要があるため、資金計画を同時に策定しておくことが望ましい。</p>	<p>琵琶湖博物館の基幹部分については、長期保全計画に基づき計画的に更新している。一方で、基幹部分に該当しない施設・機械設備・備品については、毎年度、必要な改修・更新を予算化している。</p> <p>ご意見のとおり、長期的な更新計画のない部分があるため、令和5年度に施設設備調査を実施した。この調査結果をもとに長期的な更新計画を策定し、あわせて、資金計画についても関係所属等と十分に協議し、検討してまいりたい。</p>

令和5年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 環境政策課・琵琶湖博物館

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
<p>琵琶湖環境部 (環境政策課・琵琶湖博物館)</p>	<p>(3) 水族展示室復旧事業 [水族展示室復旧事業に関する計画策定について] (意見3)</p> <p>第三者委員会からの報告書を受けて破損原因等が判明し、今後の方針が明確となったのであれば、目標とする水槽の在り方(事業目標)、復旧見込年度、必要資金、対応すべき取組内容等を検討した上で事業計画を策定すべきである。事業計画を策定しておくことで、計画段階から復旧見込年度、必要資金、取組内容等を把握して事業を実施できるため効率的な作業ができ、博物館利用者に対しては水槽の復旧時期を明示することができる。また、年度ごとに事業計画と実績を比較し、事業の達成状況を評価していくことが望ましい。</p>	<p>水槽破損事故後、水槽の一斉点検を行った結果、わずかなクラックが確認できた水槽もあり、破損した水槽も含めて合計13の水槽にて改修を行うこととした。</p> <p>復旧に向けた事業計画は、令和6年3月に策定したところ。10の水槽は令和5年度から令和6年度にかけて工事を行い、残りの3つの水槽は令和6年度の設計完了後に工事着手を予定している。財源についても、新たな取り組みとしてクラウドファンディングの実施や水族展示再生支援寄附制度の新設を行い、「みんなでつくる新水槽」をコンセプトに進めている。</p> <p>水槽再生は世間の注目するところであり、議会やマスコミ等に情報提供をしつつ鋭意取り組んでいるところであるが、安全第一が最優先であり慎重に進めていく。また、水槽ごとに復旧状況を管理して達成状況の評価に取り組んでまいりたい。</p>

令和5年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 琵琶湖保全再生課

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
<p>琵琶湖環境部 (琵琶湖保全再生課)</p>	<p>(4) 水草刈取事業・水草除去事業 [水草対策事業における中期目標について] (意見4)</p> <p>「南湖における水草対策全体計画」の中期目標に記載されている「底質の状態」について補足説明がされており、「底質の状態については、物理的（泥の粒径等）、化学的（酸揮性硫化物濃度等）、生物的（底生生物の種類や量など）の各観点から総合的に判断する。」と記載されているが、「底質の状態」が県民にとって理解しづらい内容であり、どのような状態を指すか明確な記載となっていないため、定量的な事業目標を設定し、その達成状況で事業目標の達成度を測定できるようにすべきである。</p>	<p>南湖では砂で覆われた湖底や泥で覆われた湖底など、様々な状態の底質があり、生息する生物（シジミやミミズなど）によっても底質の好適な状態が異なることから、「底質の状態」に一律の定量的な目標を設定することは馴染まず、南湖全体として定性的な目標を設定し、評価することとしているが、ご意見の趣旨を踏まえ、今後、計画を改定する際には、例えばシジミの生息状況など県民にとってイメージしやすい示し方が出来ないか工夫してまいりたい。</p>

令和5年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 琵琶湖保全再生課

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
琵琶湖環境部 (琵琶湖保全再生課)	<p>(5) 水草刈取事業・水草除去事業 [水草対策チームのメンバー選定に関する規程の整備について] (意見5)</p> <p>水草対策チームのメンバーは、庁内の複数の各所属と外部組織である滋賀県漁業協同組合連合会と公益財団法人淡海環境保全財団（以下、「財団等」という）が参画している。</p> <p>財団等が水草対策チームのメンバーであると同時に業務委託先である状況では、財団等にとって有利な条件で委託を受けていると外観的に疑念があることから、財団等が水草対策チームのメンバーとして適切であるか毎期評価することで対応すべきである。</p> <p>具体的には、他団体についても水草対策チームのメンバーとして適任であるか評価し、他団体と財団等を比較した結果、水草対策チームのメンバーとして財団等が適任であると毎期決裁をとるべきである。そして、県として運用できるよう規程を整備し、運用方針を明記すべきである。</p>	<p>琵琶湖と水草の状況に最も精通する財団等有する知見や経験は水草対策チームでの議論にとって必要不可欠であることから、チームへの参画を求めてきたところである。</p> <p>今後ともその考え方を基本とすることに変わりはないが、一方で、ご意見のとおり外観的に誤解を招きかねない懸念もあると考えられることから、例えばご指摘のような他団体との評価や毎期の決裁など公平性・透明性がより確保される方策について鋭意検討してまいりたい。</p>

令和5年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 循環社会推進課・最終処分場特別対策室

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
<p>琵琶湖環境部 (循環社会推進 課・最終処分場 特別対策室)</p>	<p>(6) 最終処分場特別対策事業費 [連絡協議会の開催方法について] (意見6)</p> <p>今後は原則対面開催ということであるが、コロナ禍の期間においては書面開催による協議会の開催も行っており、書面開催という方法をとることも可能である。対面開催、書面開催にはそれぞれメリット、デメリットがあることから、それぞれの利点を斟酌して、例えば年4回開催しているうち、1・3回目は対面、2・4回目は書面で開催する、あるいは議題の内容に合わせて対面、書面を選択するなど、両方を組み合わせた協議会を開催する工夫をするべきである。</p>	<p>旧RD最終処分場問題連絡協議会については、周辺自治会、栗東市および県の情報共有の場として、対策工事の進捗状況やモニタリング結果等の定期的な報告のほか、対策上の課題などを県から丁寧に説明する必要があり、これまでから原則対面で開催してきた。今後の協議会については、議題内容や状況に応じて、より柔軟に開催方法を選択してまいりたい。</p>

令和5年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 循環社会推進課・最終処分場特別対策室

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
琵琶湖環境部 (循環社会推進 課・最終処分場 特別対策室)	<p>(7) 最終処分場特別対策事業費 [行政代執行に係る債権の求償について] (意見7)</p> <p>令和5年3月末現在、債務者から2,323万円余の費用を回収しているが、未納額としては82億円余りになることから当該債権を外部の業者に売却することによって、より多くの費用を回収できる可能性もあった。県は、代執行費用を支払わない債務者に対して差押えを実施してきたほか、継続的な納付指導を行ってきたことで、現在は定期的な納付を受けているが、債権の発生当初であれば県の回収額よりも高い金額で債権を購入する業者が存在した可能性も考えられる。</p> <p>ただし、本債権は法律上強制徴収の手段を与えられているため、私債権と同様に売却することで債権の実現を図ることの適法性については、最高裁判判例に照らすと疑義があること、さらには行政代執行に係る費用については、国税滞納処分の例により徴収できる旨定めがあり、県であれば裁判を要さず強制執行（差押え等）ができるところ、民間事業者では裁判所の手続によらなければ債務者の財産に対する強制執行ができず、法的措置に要する費用と時間を鑑みると民間事業者が利益目的で当該債権を取得しようとする可能性は低いとも考えられる。</p> <p>いずれにせよ、未納額は非常に高額であり、今後も費用の回収を続ける必要があることから、状況に応じて適切な債権回収の方法を比較検討されたい。</p>	<p>県が行政代執行に着手して以降、滞納者の保有する不動産や預金口座等の資産状況等を調査したうえで、差押可能な財産を発見した場合は差押えを実施するなど、可能な限り代執行費用の回収に努めてきた。引き続き滞納者の資産等に係る情報収集に努め、定期的納付を確保するとともに、状況に応じより適切な方法を用いて、回収実績の向上に努めてまいりたい。</p>

令和5年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 森林政策課・びわ湖材流通推進課・森林保全課

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
<p>琵琶湖環境部 (森林政策課・びわ湖材流通推進課・森林保全課)</p>	<p>(8) 地域森林計画編成事業 (A経費) [航空レーザ計測に係る解析データの活用プランについて] (意見8)</p> <p>航空レーザ計測に係る解析データは、今後の林業政策の中核をなす非常に貴重な情報資源になるものと思われる。琵琶湖環境部の政策全般に間接的かつ重要な影響を及ぼすと思われることから、その利活用の方法を部課横断的に検討・決定すべきであると考え。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) レーザ計測結果、解析結果を入手する頻度。 (2) レーザ計測の解析結果を事業別にどのように活用していくか。また、新たな活用方法に基づく新規の事業展開は可能か。 (3) レーザ計測の解析結果を市町村、森林組合等の関係各者にどのように共有するか。利用ポリシーをどのように設定するか。 	<p>県内の主な範囲の航空レーザ解析成果が揃う令和7年度に解析成果を含む森林情報データを広く活用できるようオープン化することを目指し、令和6年度中からデータを利用しやすい形に加工するなど各種調整に取り組むこととしており、その取組の中で御意見のことについても検討してまいりたい。</p>

令和5年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 森林政策課

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
琵琶湖環境部 (森林政策課)	<p>(9) 琵琶湖森林づくり事業（森林環境学習事業） 〔森林環境学習の機会について〕（意見9）</p> <p>現状の森林環境学習では、中学校以降の学習機会が極端に少なく、森林に対する関心、環境意識を継続して醸成する場に乏しい。</p> <p>一般に教育効果が高いのは幼少期から小学生の期間であり、故に当該期間に手厚い学習機会が設けられることは理解できるが、この時期の学習は専ら体験学習に偏重せざるを得ない。林業従事者の減少、輸入木材による国内需要の縮小、高品質製材品を供給する製材所の不足といった社会的背景を踏まえつつ、森林の持つ公益的機能を保持し、いかに持続可能な林業を構築していくのかといった問題を考えるには、中学校以降の学習機会が必要になるであろう。</p>	<p>今後、中学校以降のさまざまな世代の県民を対象とした森林環境学習の実施方法を検討してまいりたい。</p>
	<p>(10) 琵琶湖森林づくり事業（森林環境学習事業） 〔自然を活用した幼児教育・保育に取り組む団体の対象について〕（意見10）</p> <p>自然を活用した幼児教育・保育に取り組む団体の対象を明確にしていない場合、目標値に対して対象が曖昧な実績値と比較をすることとなり、事業の評価を正しく行うことができない可能性がある。</p> <p>このため、事業評価を適切に行うため、自然を活用した幼児教育・保育に取り組む団体の対象を明確にすべきである。</p> <p>なお、明確に定められた対象の集計漏れが生じないよう、市や関係部署へ照会を行うなど集計方法についても合わせて検討する必要がある。</p>	<p>今後、しが自然保育認定制度等を推進していくに当たり、「自然を活用した幼児教育・保育に取り組む団体」の対象や実績数値について、事業評価が適切に実施できるよう集計方法を整理してまいりたい。</p>

令和5年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 びわ湖材流通推進課・森林保全課

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
琵琶湖環境部 (びわ湖材流通推進課)	<p>(11) 森林組合経営支援事業 [森林組合経営支援事業における当初予算の設定について] (意見11)</p> <p>必要な額以上に予算要求をした場合、当該資金が事業に使われずに庁内預金として拘束されるため有効に活用されているとは言えず、他の事業資金として活用する機会を逸していることにもなりかねない。</p> <p>このため、県は、県森連に対して、当該事業が素材生産活動を支援するという点を踏まえ、素材生産量の全体量(各組合の目標生産量の合計)に対して生産量を伸ばす観点で当該資金をどのように活用するかヒアリングを行い、その上で必要な額を予算要求すべきである。</p>	<p>素材生産活動を支援するという点を踏まえ、予算要望のヒアリング方法を検討してまいりたい。</p>
琵琶湖環境部 (森林保全課)	<p>(12) 補助造林事業費事業 [滋賀県基本構想実施計画と琵琶湖森林づくり計画における目標値の相違について] (結果1)</p> <p>事業目標を明確に設定していないと、事業に取り組む関係者の行動計画が不十分になることや、誤った設定となってしまうリスクがある。このため、計画間で目標値を整合させるべきである。</p>	<p>計画策定時に、関連する他計画における目標の位置付けについて十分に確認するとともに、共通の目標を掲げた計画に基づき、森林整備に取り組んでまいりたい。</p> <p>なお、現在は、基本構想実施計画(第2期)と琵琶湖森林づくり基本計画の目標を同一とし、整合を図っている。</p>

令和5年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 森林保全課

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
琵琶湖環境部 (森林保全課)	<p>(13) 補助造林事業費事業 [計画目標の達成に向けた検討について] (意見12)</p> <p>施策を具体的に設定していないと、目標値が形骸化され、目標の管理や施策の進捗管理もできず、当該目標がいつまでも達成できないこととなりかねない。 このため、県は、目標達成に向けて、現状における課題抽出及び原因分析をし、具体的な施策の設定と取組みを行うべきである。</p>	<p>目標達成に向け、現状における課題抽出や原因分析を行い、具体的な施策の設定や取組について検討してまいりたい。</p>
	<p>(14) 補助造林事業費事業 [計画値と実績値の比較分析の実施について] (意見13)</p> <p>計画値と実績値が比較分析されていない場合、当該事業が想定どおりに実施されているかどうか判断することができず、現状の課題抽出や原因分析及び今後の改善策等の検討を十分に行うことができない。このため、県は、計画値と実績値について比較分析を行い、より事業を推進するための検討を行うべきである。</p>	<p>更なる事業の推進に向け、計画値と実績値について比較分析を行い、改善策等について検討してまいりたい。</p>

令和5年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 森林保全課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
琵琶湖環境部 (森林保全課)	<p>(15) 補助造林事業費事業 [補助造林事業費事業における検査方法及び検査結果の情報公開について] (意見14)</p> <p>森林整備事業は、毎年、国及び県から多額の補助金が執行されている事業である。このため、事業の透明性、客観性を確保する観点から、検査方法及び検査結果をインターネットのウェブサイト等効果的な手法により広く公表することを検討すべきである。</p>	<p>今後は、森林保全課のウェブサイトにより公表し、広く県民に周知するよう検討してまいりたい。</p>
	<p>(16) 単独造林事業費事業 [計画値と実績値の比較分析の実施について] (意見15)</p> <p>計画値と実績値が比較分析されていない場合、当該事業が想定どおりに実施されているかどうか判断することができず、現状の課題抽出や原因分析及び今後の改善策等の検討を十分に行うことができない。このため、県は、計画値と実績値について比較分析を行い、より事業を推進するための検討を行うべきである。</p>	<p>更なる事業の推進に向け、計画値と実績値について比較分析を行い、改善策等について検討してまいりたい。</p>

令和5年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 森林保全課

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
琵琶湖環境部 (森林保全課)	<p>(17) 単独造林事業費事業 [事業完了報告書の確認について] (結果2)</p> <p>受託造林事業実績書に記載されている金額が誤っていた場合、事業の評価を正しく行うことが出来ず、誤った判断を行う可能性がある。このため、受託造林事業実績書の内容を十分に理解した上で、記載されている数値に誤りがないことを含め、確認すべきである。</p>	<p>受託造林事業実績書については、事業主体に対して記載されている数値に誤りがないか十分確認した上で提出するよう指導していくとともに、提出された実績書についても複数人で確認するなど、再発防止に努めてまいりたい。</p>
	<p>(18) 単独造林事業費事業 [単独造林事業費事業における貸付金額の妥当性について] (意見16)</p> <p>県が貸し付けた資金は公金であり、有効に活用されるべきである。しかし、県森連に貸し付けた資金が利用されずに残高として残っているため、有効に活用されているとは言えず、他の事業資金として活用する機会を逸していることにもなりかねない。このため、県は、必要な貸付金額について、貸付先である県森連と協議を行い、不必要な額については減額することを検討すべきである。</p>	<p>必要な貸付金額について、貸付先である県森連と十分に協議を行い、不必要と判断される金額については、減額することを検討してまいりたい。</p>

令和5年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 森林保全課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
<p>琵琶湖環境部 (森林保全課)</p>	<p>(19) 単独造林事業費事業 [単独造林事業費事業に関する国と県の補助対象事業の重複について] (意見17)</p> <p>現状、国の補助対象事業と県の補助対象事業が重複しているため、利用者にとって双方の補助を受けられるとの誤解を招くおそれがある。 このため、国の補助対象事業について、県が補助しないことが明らかな事業区分については、実情に合わせて県の要領を改訂し補助対象から削除すべきである。</p>	<p>国の補助事業と類似の事業については、令和6年度において交付要綱から削除(廃止)することとしたい。</p>

令和5年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 森林政策課

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
<p>琵琶湖環境部 (森林政策課)</p>	<p>(20) 造林公社運営費 [長期経営計画と中期経営改善計画の齟齬について] (結果3)</p> <p>中期経営改善計画には、現状における各種計画値が定められており、その多くが計画を達成したものと評価されている。しかし、それは計画値が達成可能な水準にまで大幅に引き下げられたことによる影響が大きく、長期経営計画で示された当初計画値と比較すれば、著しい未達へと評価が反転する。</p> <p>中期経営改善計画は直近の市況を反映した実行計画であるから、長期経営計画を下方修正したものであっても問題はない。しかし、中期経営計画の下方修正を行った場合には、償還財源の減額分を翌年度以降に獲得していく必要が生じるため、その影響を長期経営計画にも反映し、改訂する必要がある。</p> <p>また、造林公社の残債務が計画どおりに弁済されるのかについては、県民にとっても重要な関心事であると思われるため、改訂された長期経営計画は情報公開され、長期的な弁済計画が実行可能なレベルにあるのか、常に監視される必要がある。</p>	<p>長期経営計画および中期経営改善計画は、一般社団法人滋賀県造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例（平成21年滋賀県条例第29号）第2条に基づき策定される経営に関する計画である。</p> <p>長期経営計画は、平成23年度に策定され、造林公社の経営が予定されている期間（～令和50年度）における経営の見通し、目標、特定調停により確定させた長期債務188億円の弁済計画を定めたものであり、中期経営改善計画は、長期経営計画の目標を達成するために必要な事項を定めた5年を1期とする経営の改善に関する計画である。</p> <p>第3期中期経営改善計画については、その目標値が長期経営計画の目標値と比べ、確実に達成可能な水準にまで大幅に引き下げられている一方で、長期経営計画の下方修正を行っていないことから、長期経営計画と実績に大幅な乖離が生じている。</p> <p>そのため、今後、県が実施する造林公社の分収造林事業のあり方検討の中で、今後の長期経営計画および中期経営改善計画の考え方、進行管理も含めた取扱いについて、明らかにしてまいりたい。</p>

令和5年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 森林政策課

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
<p>琵琶湖環境部 (森林政策課)</p>	<p>(21) 造林公社運営費 [長期収支見通しにおける素材生産量、素材売却単価について] (意見18)</p> <p>「伐採収入＝木材売上（令和4年度実績）÷木材生産量（令和4年度実績）×想定伐採材積※」によって計算されている。式右辺の想定伐採材積は各年度別の見積もりであり、「木材売上（令和4年度実績）÷木材生産量（令和4年度実績）」は令和4年度実績をベースにした売却単価を表している。</p> <p>※想定伐採材積・・・ 立木・丸太・製材品の体積。ここでは、伐採した立木・丸太からどの程度の木材が取り出せるかを意味している。</p> <p>令和4年度の売却単価は、直近の市場動向を反映するという意味で優れているが、いわゆる「ウッド・ショック」による世界的需要増の影響を受けた売却単価でもある。そこで、監査人による再見積もりにおいては、ウッド・ショック以前の単価である令和2年度の単価実績を利用することとする。</p> <p>令和4年度： 92,926千円（木材売上）÷8,303m³（木材生産量）＝11,192円/m³ 令和2年度： 67,098千円（木材売上）÷9,529m³（木材生産量）＝7,041円/m³</p> <p>想定伐採材積については、每期11,000m³～27,000m³の間で見積もられているが、令和に入ってから材積産出実績は7,000m³～10,000m³である。つまり、現状の材積産出能力の平均値を大きく上回る材積量が想定されている。</p> <p>造林公社自体に伐採を行う作業員は存在しないため、間伐・主伐は、主に県下の森林組合等の林業事業体を通じて実行されることになる。現状の林業を取り巻く環境を鑑みると、突然森</p>	<p>造林公社では、伐採作業等を行う直接作業員を雇用しておらず、事業の全てを林業事業者へ発注していることから、現在の県内の林業従事者の状況を鑑みれば、長期収支見通しで想定する伐採材積量は過大と言える。</p> <p>また、長期収支見通しにおける木材価格については、将来の社会経済情勢がどのように変化・推移していくのかを正確に見通すことが困難なため、直近の事業実施状況から木材売却単価を算出し、試算を行っているところ。</p> <p>今後、県が実施する造林公社の分収造林事業のあり方検討の中で、造林公社の長期収支および債務弁済可能額の試算を行い、経営の見通しを明らかにしてまいりたい。</p>

令和5年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 森林政策課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
	<p>林事業体側の作業許容量が拡大する可能性は低く、現実的な見積もりであるとは思われない。想定伐採材積の見積もりが過大になれば、その分償還財源が過大となるため、想定伐採材積は7,000m³～10,000m³が妥当と思われる。</p> <p>想定伐採材積が每期最大で10,000m³に縮小することは、それに応じて毎期の伐採収入、造林補助金、主伐事業費が縮小することであるが、それぞれに、以下の単価を利用する。</p> <p>伐採収入：上述のとおり、令和4年度、令和2年度の実績を利用。</p> <p>造林補助金：長期収支見通し内の「造林補助金÷想定伐採材積」の平均値（16千円/m³）を利用。</p> <p>主伐事業費：令和4年度実績、147,506,480円（主伐請負費）÷8,302m³（木材生産量）＝17,767円/m³を利用。</p>	

令和5年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 森林政策課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
琵琶湖環境部 (森林政策課)	<p>(22) 造林公社運営費 [長期収支見通しにおいて県が拠出する造林補助金について] (意見19)</p> <p>造林補助金は、森林整備を目的に拠出される補助金である。</p> <p>県全体の造林補助金の予算枠は約10億円であるが、その財源の約半数が国庫補助に依っているため、予算の上限額は国庫内示額に依存することになる。しかしながら、今後国庫内示額が大幅に増加する兆しは見られないため、予算枠約10億円を上限として、これを滋賀県下の林業事業者で分け合う（主伐作業に補助を行う）と考える必要がある。</p> <p>長期収支見通しでは、当該補助金を3億円～4億円得られる年度があると想定しているが、森林政策課等、関係者へのヒアリングによれば、造林公社への配分額の上限は2.2億円程度であり、それ以上の配分は他の民間林業事業者を圧迫することになるとのことであった。</p> <p>したがって、長期収支見通しにおける造林補助金は、造林公社への現実的な配分上限額を超えた見積もりが行われていると考えられる。具体的には、年々の造林補助金が2.2億円を超えないように修正する必要がある。</p>	<p>造林補助金は、県内各団体の補助金要望の状況、事業計画および前年度の執行状況等を総合的に勘案し、各団体への補助金交付額を県の政策判断として決定している。</p> <p>また、造林補助金予算は、財源の過半が国庫補助金であるため、県の予算額は国庫補助金の内示額に大きく左右される状況にある。</p> <p>このような状況の中で、造林公社の長期収支見通しにおいて、今後、造林補助金交付額が大幅に増加していくような計画になっていることは承知している。しかし、国庫補助金の内示額が大幅に増加する等の要因によって、県の予算状況が大幅に上振れするようなことがない限り、各団体への交付額を極端に増減することは、各団体の経営を圧迫、疲弊させることにつながるおそれがあり、困難であると考えているところ。</p> <p>今後、県が実施する造林公社の分収造林事業のあり方検討の中で、造林公社の長期収支および債務弁済可能額の試算を行い、経営の見通しを明らかにしてまいりたい。</p>

令和5年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 森林政策課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
琵琶湖環境部 (森林政策課)	<p>(23) 造林公社運営費 [長期収支見通しにおいて、原状回復費用が織り込まれていない点について] (意見20)</p> <p>償還財源の計算を行う上で事業経費は控除されることになるが、物価高騰については考慮されていない。物価高騰によって事業経費が増額すれば、当然に償還財源も目減りすることになるため、無視できない要素である。</p> <p>令和4年度における物価が、今後40年近く継続するとは考え難く、一定のインフレ率を加味すべきである。</p>	<p>今後、県が実施する造林公社の分収造林事業のあり方検討の中で、造林公社の長期収支および債務弁済可能額の試算を行うが、この試算の中で、一定のインフレ率を加味することを検討してまいりたい。</p>

令和5年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 森林政策課

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
琵琶湖環境部 (森林政策課)	<p>(24) 造林公社運営費 [長期収支見通しにおいて、原状回復費用が織り込まれていない点について] (意見21)</p> <p>長期収支見通しでは、主な支出として伐採に要する事業経費、造林公社自体を運営していくための管理経費が見積もられているが、原状回復費用、設備投資額等は考慮されていない。</p> <p>まず、原状回復費用であるが、山地主との分収契約を経て、造林公社は各山に作業に必要な林道や山小屋を整備していることがあるため、場合によってはこれらの撤去を行い、原状回復を迫られる可能性がある。これらの原状回復費用については、長期収支見通しに関連支出として織り込むべきである。</p> <p>但し、設備投資額については、造林公社自体が造林・間伐・伐採を行う作業員を抱えているわけではなく、各地域に点在する森林組合等民間林業事業体に業務委託を行うことで間伐や伐採が行われている。造林公社はこれら作業員の差配・管理を行うことが主たる業務であることから、基本的に多額の設備投資が行われることはない。よって、長期収支見通しに設備投資支出が織り込まれていない点については、特段の問題は生じないであろう。</p>	<p>今後、県が実施する造林公社の分収造林事業のあり方検討の中で、造林公社の長期収支および債務弁済可能額の試算を行うが、この試算の中で、過去に各事業地で整備した林道や山小屋の撤去費用を原状回復費用として、一定額を関連支出として織り込むことについて検討してまいりたい。</p>

令和5年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 森林政策課

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
琵琶湖環境部 (森林政策課)	<p>(25) 造林公社運営費 [長期収支見通しにおける将来的な回収額の大幅な下方修正の必要性について] (結果4)</p> <p>監査人が長期収支見通しを一部修正した(但し、インフレ率、原状回復費用については、一旦考慮外としている)。修正後の債権回収額(令和5年度以降の弁済見通し)は約18億円～31億円となり、現状の長期収支見通しを更に下回る結果となった。過去の経緯を踏まえると楽観的な見積りは損害を拡大させる懸念があるため、現実的な返済計画が策定されるべきである。</p>	<p>今般、航空レーザ計測による森林解析の結果、造林公社事業地の森林の生育状況が想定よりも悪い傾向にあり、経営改善に必要な伐採材積量の3割程度しか確保することができず、188億円の債務額の大部分が弁済不可能な見込みであることが判明したところ。</p> <p>こうした状況のため、今後、県が実施する造林公社の分収造林事業のあり方検討の中で、造林公社の長期収支および債務弁済可能額の試算を行い、経営の見通しを明らかにしてまいりたい。</p>
	<p>(26) 造林公社運営費 [償還財源における出資金の額を実費精算とすることについて] (意見22)</p> <p>県からの出資金に余剰が生じている。出資金の本来の趣旨は、造林公社の公益的機能の重要性を鑑み、これを持続させるために行われる財政的支援であるから、当該支援は造林公社の公益的機能を保持する目的の範囲内で行われるべきである。出資金から余剰が発生し、造林公社の運転資金を構成するという現状は好ましくない。</p> <p>そのため、出資金は造林公社で生じた実際の管理経費等の支出額に沿って会計年度末以降に実費精算するか、又は年初に概算払いし、会計年度末以降に差額精算を行うべきである。</p>	<p>県から造林公社への支援については、平成23年3月に成立した特定調停に基づき、森林の持つ公益的機能を将来にわたって持続的に発揮させ、享受していくために必要な資本整備に対する投資として、出資金による長期的な支援を行っているもの。</p> <p>出資金の拠出に当たっては、造林公社の資金状況および事業の進捗状況を確認し、最適な時期に必要な最低限度に資金拠出を行っているところ。</p> <p>また、既に拠出された出資金の返還については、造林公社定款第34条に基づき理事会の決議が必要であり、同定款第41条に基づき剰余金の分配ができないこととなっていることから、拠出後の実費精算はできない性質の資金であると認識している。</p> <p>しかし、毎年度出資金が原資と推定される現金が残余している状況は、県としても好ましくないと考えており、今後、県が実施する造林公社の分収造林事業のあり方検討の中で、今後の造林公社への支援のあり方、関与のあり方について検討してまいりたい。</p>

令和5年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 森林政策課

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
琵琶湖環境部 (森林政策課)	<p>(27) 造林公社運営費 [既に出資金から生じた余剰金を特定資産化することについて] (意見23)</p> <p>既に生じた余剰金の取扱いについては、特定調停において特段の規程は置かれていないことから、返還義務のない余剰金ということになる。</p> <p>現状では出資金部分から生じた余剰金は償還原資とはされていないものの、調停条項からすれば、これを償還原資とする解釈も可能である。そのため、現状を放置すると、余剰金が償還財源に充当される可能性もある。償還財源が出資金部分から生じるということは、県が造林公社に対して行った財政的支援が県に還流されているということであり、県自ら弁済を行う形となってしまう。</p> <p>従って、既に生じた余剰金の取扱いについては、県への返還を行うか、もしくは特定資産（特定の目的のために用途、保有又は運用方法等に制約が存在する資産）として、造林公社の運転資金にのみ利用することを担保すべきである。</p>	<p>既に生じた余剰金が適切に取り扱われるよう、造林公社を指導してまいりたい。</p>

令和5年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 森林政策課

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
琵琶湖環境部 (森林政策課)	<p>(28) 造林公社運営費 [造林公社が抱える多額の含み損について] (意見24)</p> <p>分収契約による森林資産のうち、採算林の伐採によって損失が生じれば、正味財産が棄損されて債務超過となる懸念がある。</p> <p>仮に債務超過になったとしても、造林公社に対して拠出される出資金（運営費見合いの助成金）があるため、造林公社の存続自体は可能である。債務超過は財務諸表上の問題であり、造林公社の存続に関わるキャッシュ・フロー上の問題ではないと説明することも可能であろう。</p> <p>あるいは、現行の財務諸表には反映されていない森林の公益的機能（二酸化炭素吸収機能、水質浄化機能等）には高い価値が認められるため、仮に債務超過になったにしても、造林公社を存続させる意義は高いと説明することもできるであろう。</p> <p>しかし、会計的な観点からすれば、債務超過は当該事業の持続可能性が失われていることを示唆する事象である。また、前提知識を持たない県民を想定すれば、過去に特定調停を行った造林公社が再び債務超過に陥ったとなれば、その実態が十分に理解されないまま、センセーショナルに捉えられる危険性もある。</p> <p>そのため、造林公社の債務超過について県がどのように捉えるのか、またどのように情報開示を行っていくのか、その方針の検討を行うべきである。</p>	<p>今般、航空レーザ計測による森林解析の結果、公社事業地の森林の生育状況が想定よりも悪い傾向にあり、経営改善に必要な伐採材積量の3割程度しか確保することができず、188億円の債務額の大部分が弁済不可能な見込みであることが判明したところ。</p> <p>また、木材価格の低迷や事業コストの急増により事業の採算性は悪化する傾向にあり、今後の伐採により損失が発生する可能性は高く、正味財産の棄損により債務超過となるおそれがあることは承知している。</p> <p>今後、県が実施する造林公社の分収造林事業のあり方検討の中で、造林公社の長期収支および債務弁済可能額の試算を行い、併せて、造林公社の債務超過への対応方針を明らかにしてまいりたい。</p>

令和5年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 森林保全課

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
<p>琵琶湖環境部 (森林保全課)</p>	<p>(29) 補助公共事業(補助治山事業) [使用するソフトウェアの定期的な相見積もりについて](意見25)</p> <p>ソフトウェア価格の経済性の観点より、他の市販のソフトウェアと相見積もりを取り、比較することは重要であると考えます。しかし、新しいソフトウェアを導入する際の相見積もり時にしか、複数のソフトウェアの機能や価格(費用)の比較を行っていないため、市場により良いソフトウェアがあるにもかかわらず、現状維持でそのソフトウェアを使い続けてしまう可能性があることが考えられます。また、仮にソフトウェアの入れ替えを行わないにしても、定期的な相見積もりを取ることで、相場価格を把握し、契約更新時の価格交渉の材料の一つとすることができる。使用するソフトウェア取得価格に対する相見積もりを定期的に入手すべきである。</p>	<p>事業発注に係る積算に使用するソフトウェアについては、導入時に既製のものやその他の見積り等を行い、経済性、性能、拡張性、信頼性等、総合的に勘案し選定を行っているところ。</p> <p>今後は定期的に更新費用を調査するなど、相場価格を適切に把握するよう検討してまいります。</p>

令和5年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 森林保全課

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
琵琶湖環境部 (森林保全課)	<p>(30) 補助公共事業（補助治山事業） [定期監査調書記載数値の集計誤りについて] (結果5)</p> <p>「事務事業の執行状況調」において「補助治山事業（特定事業職員費含む）」と記載されているが、実際には特定事業職員費が含まれる工事雑費や事務雑費は数値に含まれておらず、「特定事業職員費含む」は適切ではない記載となっている。</p> <p>加えて、集計額が誤った金額となっていた原因としては、過去のどこかのタイミングで工事雑費や事務雑費が漏れてしまい、さらにそこから前年度踏襲で集計を行っており、今回も集計から漏れてしまっていたためである。そのため、集計を含めた文書作成の際には、単なる前年度踏襲とするのではなく、誤った更新がなされないよう、最大限、事務のエラーを防ぐことができる内部統制の仕組みの構築が求められる。</p>	<p>資料作成に当たり、当年度作成の意図・目的に沿った形式と内容となるよう作成するとともに、資料の確認に当たっても、複数人で対応するなど、内部統制の強化に努めてまいりたい。</p>

令和5年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 自然環境保全課

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
<p>琵琶湖環境部 (自然環境保全課)</p>	<p>(31) 侵略的外来水生植物戦略的防除推進事業 [侵略的外来水生植物戦略的防除推進事業における事業目標について] (意見26)</p> <p>基本構想実施計画における目標値は、直近の外来水草の生育面積の実績値を基に設定されているため、その実績値によって設定される目標値が大きく左右される。また、年次目標が設定されているのは4年度先までとなっており、事業が最終的に目指すべき目標値が示されていない。</p> <p>「琵琶湖及び周辺水域での外来水草が低密度状態で維持されている」とは外来水草の生育面積がどの程度のものであるか、または外来水草の生育面積が指標として望ましいかどうか、関連する研究および調査の結果も考慮し、目標値を設定する必要がある。また、最終的に目指すべき目標値を中長期目標として設定すべきである。</p>	<p>「低密度状態」の定義や生育面積の指標としての妥当性を含め、侵略的外来水生植物の戦略的防除を推進するためにより適した中長期的な目標について検討していく。</p>

令和5年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 自然環境保全課

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
<p>琵琶湖環境部 (自然環境保全課)</p>	<p>(32) 第二種特定鳥獣対策推進事業 [ニホンジカに係る管理目標の設定について] (意見27)</p> <p>滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画(第4次)にて、管理目的として森林植生等の衰退防止を挙げている一方、管理目標では森林植生に関する事項が設定されていない。</p> <p>管理目標の一つとして、県としていつまでにどの程度まで下層植生の回復を図るかといった目標設定をし、下層植生の状況(森林植生の状況)に関する目標を琵琶湖森林づくり基本計画において定めるのみではなく第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ)に追加することを検討すべきである。</p>	<p>下層植生に関する管理目標の設定については、次の滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画の策定時に有識者等とも十分に協議し、検討していく。</p>

令和5年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 自然環境保全課

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
<p>琵琶湖環境部 (自然環境保全課)</p>	<p>(33) 第二種特定鳥獣対策推進事業 [ニホンザルに係る管理目標の設定について] (意見28)</p> <p>ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画(第4次)における管理目標が定性的なものにとどまっていたため、令和6年3月に策定したニホンザル第二種特定鳥獣管理計画(第5次)における管理目標では「適切な群れの管理と地域主体の防除を組み合わせ、加害レベル5の群れをなくすこと、加害レベル4の群れを減らすことおよび県全体の群れの加害レベルを下げること」との目標が追加された。しかし、「加害レベル4の群れを減らすことおよび県全体の群れの加害レベルを下げること」という目標には、どの程度にまでという観点がない。</p> <p>加害レベル4の群れをどの程度にまで減らすのか、県全体の群れの加害レベルをどの程度まで下げるのかについて、具体的な目標の着地点を追加すべきである。</p>	<p>加害レベル4の群れおよび県全体の加害レベルに関する具体的な目標設定については、ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画(第5次)の取組の成果を踏まえながら、適切な指標を検討していく。</p>

